

川崎市後期高齢者健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、後期高齢者医療被保険者に対して実施する健康診査（以下「健診」という。）について必要な事項を定め、被保険者の健康増進及び生活の質の確保を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 健診の対象者は、当該健診の実施当日において市内に住所を有する神奈川県後期高齢者医療の被保険者（妊産婦その他厚生労働大臣が定める者（別表1）を除く。）であるものとする。

(実施期間)

第3条 健診の実施は、原則として毎年度4月から翌年3月までとする。

(利用回数)

第4条 同一人につき年度内1回とする。

(診査機関)

第5条 健診を実施する機関（以下「診査機関」という。）は、本市と契約を締結した病院・診療所とする。

(受診券)

第6条 市長は、健診対象者に対して健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付し、対象者は、受診券を診査機関に提出するとともに、健診機関の受付方法に応じて、次に掲げるもののうちいずれかを提示するものとする。

(1) 健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）

(2) 資格確認書

(3) 情報提供等記録開示システムの健康保険資格情報画面

2 前項の規定にかかわらず、オンラインによる資格確認ができない場合において、マイナ保険証を提示する場合は、神奈川県後期高齢者医療広域連合から送付される被保険者の資格に関わる情報を通知する書面を併せて提示するものとする。

(検査項目及び実施方法)

第7条 健診の検査項目及び方法は次のとおりとする。

(1) 別表2に定める基本的な健診項目及び追加健診項目は、すべての受診者に対して実施するものとする。

(2) 別表3に定める詳細な健診項目は、別表4に該当する者に対して、医師の判断に基づき選択的に実施するものとする。

(健診の結果通知)

第8条 健診を行った診査機関は、結果を本人に通知し、必要な情報提供を行うものとする。

(費用の負担等)

第9条 健診にかかる費用は、市長が負担するものとし、受診者が負担する額は無料とする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に交付された後期高齢者医療被保険者証は、その後期高齢者医療被保険者証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の要綱第6条第1項各号の規定に掲げるものとみなす。

別表 1

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 妊産婦2 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者3 国内に住所を有しない者4 船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者5 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している者6 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けたもの（介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第1項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者 |
|---|

別表 2

基本的な 健診項目	診 察	問診
		身長、体重
		B M I の測定（※B M I＝体重(kg)÷身長(m) ² ）
		血圧の測定
		理学的所見（身体診察）
	血中脂質検査	中性脂肪、H D L－コレステロール、L D L－コレステロール
	肝機能検査	A S T（G O T）、A L T（G P T）、 γ G T（ γ －G T P）
	血糖検査	ヘモグロビンA 1 c
	尿検査	尿糖、尿蛋白
追加健診 項目		血清クレアチニン、尿酸、尿潜血

別表 3 詳細な健診項目

貧血検査	ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数
心電図検査	12 誘導心電図
眼底検査	精密眼底検査（片側）

別表 4

追加項目	実施できる条件（判断基準）	
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者	
心電図検査	当該年度の健康診査の結果等において、収縮期血圧が 140mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者。	
眼底検査	当該年度の健康診査の結果等において、血圧又は血糖のいずれかについて、次の基準に該当した者又は前年度の健康診査の結果等において、血糖について、次の基準に該当した者	
	血圧	収縮期血圧が 140mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上
	血糖	空腹時血糖が 126mg/dl 以上、ヘモグロビンA 1 c が 6.5%（N G S P 値）以上又は随時血糖値が 126mg/dl 以上